

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第20号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（平成18年長浜市規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「404,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。